

# 消化器内視鏡技師領域の研究における利益相反に関する規程

## 1. 研究に関連する利益相反について

企業、組織、団体等との共同研究により得る利益には、学術的、倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）と、企業等の連携に伴い研究者個人が取得する金銭、地位、利権など（私的利益）がある。これらの2つの利益が研究者個人の中に生じる状態を「利益相反」という。

## 2. 利益相反の範囲について

公的利益よりも私的利益を優先させ、研究結果の信憑性に疑惑を生じるといふ弊害が伴わないようにしなければならない。下記に該当する場合は、金額に関係なく自己申告をして、行った研究結果の中立性と公明性を確保し、研究の責務を適正に果たしていることを実証する必要がある。

- ・企業等から無償で器材の提供や借用を受けた場合
- ・用具の開発等で企業等から知的財産権の取得による収入（特許取得等）があった場合
- ・企業等から実施料、寄付金等の金銭収入等の取得があった場合
- ・企業や営利を目的とした団体が提供する研究費で研究を行った場合
- ・企業や営利を目的とした団体の役員、顧問就任等を行っている企業等との共同研究を行った場合

## 3. 対象

- ・日本消化器内視鏡技師学会の一般演題（ポスター含む）、要望演題、特別講演、教育講演、シンポジウム、ワークショップとする。
- ・ランチョンセミナー等企業セミナーは対象外とする。
- ・利益相反があるという事だけで演題や講演を取り消すことはない。

## 4. 利益相反に関する自己申告方法について

消化器内視鏡領域の研究では器材、衛生用品、薬剤等の商品を使用した研究が散見される。当該演題に関連した商品の企業等との関わりについては、利益相反状態について自己申告をすることにより、行った研究の透明性を確保し、研究の責務を適正に果たしていることを実証する必要がある。

利益相反に関する自己申告は抄録、発表スライド、ポスターに記載すること。この記載の文字数は、学会主催者の指定した合計文字数以内に含めること。

<自己申告記載例>

### ① 演題募集（抄録）WEB登録例

利益相反なし、あり \*ありを選択した場合は下記内容を入力して下さい。

（テキスト入力） 本研究に使用した機材△△は株式会社〇〇から提供を受けた。

### ②発表スライド、ポスター記載例

■利益相反 なし。

■利益相反 あり。本研究に使用した機材△△は株式会社〇〇から提供を受けた。

※利益相反がある場合は企業・団体名も記載すること。

平成 25 年 10 月 11 日  
日本消化器内視鏡技師会  
学術委員会  
倫理委員会